

池田市道路占用料条例 占用料金表

占用物件			占用料						
			単位	期間	令和7年度(現行)	令和8年度	令和9年度		
					円				
法第32条第1項第1号に掲げる工作物 「電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物」 ※交番、公衆便所、消火栓、くずかご、フラワーボックス、ベンチ、上屋、街灯など	電柱	本柱、支柱及び支線柱		1本	1年	3,400	3,600	3,600	
		支線				-	1,800	1,800	
	電話柱	本柱、支柱及び支線柱				1,980	2,100	2,100	
		支線				-	1,050	1,050	
	電柱及び電話柱以外の柱類					150	180	210	
	共架電線その他上空に設ける線類					長さ1メートル	20	21	21
	地下電線その他地下に設ける線類					10	12	13	
	路上に設ける変圧器					1個	1,500	1,800	2,100
	地下に設ける変圧器					占用面積1平方メートル	1,000	1,200	1,300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所					1個	3,000	3,600	4,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱					1,300	1,560	1,800	
	広告塔					表示面積1平方メートル	11,000	8,400	8,400
	その他のもの					占用面積1平方メートル	3,000	3,600	4,200
	法第32条第1項第2号に掲げる物件 「水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件」 ※ケーブル管、石油管、熱供給管など	外径が0.07メートル未満のもの				長さ1メートル	1年	-	88
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100	120	130					
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	180	190					
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	240	250					
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		-	380	380					
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		400	480	510					
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		-	880	880					
外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		1,000	1,200	1,300					
外径が1.0メートル以上のもの		2,000	2,400	2,500					
法第32条第1項第3号に掲げる施設 「鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設」 ※モノレールなど	自動運行補助施設	自動車運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル	1年	-	13	13	
		その他のもの				-	42	42	
	道路構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本			-	3,400	3,400	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル			-	2,100	2,100	
		地下に設けるもの				-	1,300	1,300	
	その他のもの(※鉄道、軌道など)					-	4,200	4,200	
法第32条第1項第4号に掲げる施設 「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」 ※日よけ、アーケードなど			占用面積1平方メートル	1年	3,000	3,600	4,200		
法第32条第1項第5号に掲げる施設 「地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設」 ※地下駐車場、防火用地下水槽、通路橋など	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル	1年	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路				7,200	4,200	4,200		
	地下に設ける通路				3,600	2,500	2,500		
その他のもの			3,000	3,600	4,200				
法第32条第1項第6号に掲げる施設 「露店、商品置場その他これらに類する施設」 ※屋台、売店、コインロッカー、材料置場など			占用面積1平方メートル	1日	110	84	84		
	その他のもの			1月	1,100	840	840		

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件「看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ」	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートル	1月	1,100	840	840
		その他のもの			1年	11,000	8,400	8,400
	標識			1本	1年	2,400	2,880	3,400
	旗ざお	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの			1日	110	84	84
		その他のもの		1月	1,100	840	840	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートル	1日	110	84	84
		その他のもの			1月	1,100	840	840
	アーチ	車道を横断するもの		1基	1月	11,000	8,400	8,400
その他のもの		5,400	4,200			4,200		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料「4号工事用板垣、足場、詰所その他の工事用施設&5号土石、竹木、瓦などの工事用材料」				占有面積1平方メートル	1月	1,100	840	840
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設「6号耐火建築物を建築する期間中必要となる仮設建築物&7号都市開発法等に基づく施設のうち一時的に必要なとなる施設」				占有面積1平方メートル	1月	300	360	420
令第7条第9号に掲げる施設「トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設」	(参考)トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	建築物（※事務所、店舗、倉庫、住宅など）		占有面積1平方メートル	-	Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.010を乗じて得た額	
		その他のもの（※駐車場、広場、公園、運動場など）			-	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場「都市計画法に基づく高度地区内の道路の上空に設ける店舗や倉庫など」	(参考)特定都市道路又は高度地区、高度利用地区、都市再生特別地区内の高速自動車国道等に存する建築物、駐車場等	建築物		占有面積1平方メートル	-	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
		その他のもの			-	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具「自転車、原付、二輪車を駐車させるために必要な車輪止め装置など」	(参考)自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具			占有面積1平方メートル	1年	3,000	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設「休憩所、給油所及び自動車修理所」	(参考)高速自動車国道等に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートル	-	Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.010を乗じて得た額	
		上空のもの			-	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
		その他のもの			-	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	

備考

1 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

2 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

3 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

4 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

5 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算し、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

6 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。